熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、次世代につなぐ森林づくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この事業は、人工林の主伐跡地における再造林や広葉樹林へ転換を行うことで、伐採未植栽地の発生を抑制し、県民共有の財産としての森林を次世代へ引き継ぐとともに、森林の健全な育成を図り、地球温暖化や土砂流出の防止、水源涵養など森林の持つ公益的機能の維持向上に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第３条　事業の内容、実施主体、補助率、採択基準等については、別表のとおりとする。

（事業実施計画の作成）

第４条　要項第３条の規定による事業実施計画書（以下「計画書」という。）は、別記第１号様式のとおりとする。

２　実施主体は、計画書の作成に当たっては、事業の趣旨を踏まえ、森林法第１０条の５に基づき策定された市町村森林整備計画等との調整を図るものとする。

（事業実施計画書の提出）

第５条　実施主体は、別記第２号様式に要項第３条の規定による事業実施計画承認申請書と前条第１項の計画書を添えて、関係市町村長に提出するものとする。

２　市町村長は、前項の実施主体から計画書の提出があったときは、その内容を確認し、市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものについて、管内分をとりまとめのうえ、別記第３号様式により所管の広域本部地域振興局長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「局長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

（事業実施計画の承認）

第６条　知事は、前条第２項の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、別記第４号様式に計画承認通知書（別記第５号様式）を添えて、関係市町村長に通知するものとする。

２　市町村長は、前項の規定による通知があったときは、別記第６号様式に計画

承認通知書を添えて、実施主体に通知するものとする。

（事業実施計画の変更）

第７条　要項別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由は、各広域本部地域振興局の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

２　要項第５条第１項の規定による事業実施変更計画書は、別記第７号様式のとおりとし、変更理由書（任意様式）を添付のうえ、提出する。

３　事業実施変更計画書の提出については、第５条の規定を準用する。

４　事業実施変更計画の承認については、前条の規定を準用する。

（補助金の交付申請）

第８条　規則第３条第１項の規定による交付申請書の知事への提出は、局長等を経由して行うものとする。

２　要項第６条第２項第１号の規定による事業計画書は、別記第１号様式によるものとする。

（補助金交付申請書の進達）

第９条　広域本部地域振興局長は、前条第１項の交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第１０条　規則第７条第１項及び要項第８条第１項の規定による変更事由は、各広域本部地域振興局の管轄する区域ごと、かつ、実施主体ごとに適用するものとする。

２　規則第７条第１項及び要項第８条第２項の規定による変更申請については、第８条及び第９条（前２条）の規定を準用し、変更事業計画書は、別記第７号様式によるものとする。

（補助金交付の条件）

第１１条　補助金交付の条件は、規則第５条第１項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)　この要領に従わなければならない。

(2)　補助事業施行地について、事業完了年度の翌年度から起算して１０年以内に森林若しくは採穂園（以下「森林等」という。）以外の用途へ転用し、又は補助事業施行地の立木を全面伐採除去してはならない。

（完了届）

第１２条　実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第８号様式）に次の書類を添えて、局長等に提出するものとする。

(1) 別記第９号様式
(2) 国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了している箇所に係る帳票の写し（事業を行った箇所に丸印を付け、実面積等の欄の下段に事業に係る事業量
を朱書きすること。）
(3) 事業着手前及び事業完了後の写真（全景及び近景写真）
(4) 事業を実施した箇所の位置図（施行地の位置を示した５万分の１地形図又はこれに準ずるもの）
(5) 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺５千分の１程度の地形図）

２　なお、国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了しているものについては、前項第３号から第５号までの書類の添付を省略できるものとする。

（県のしゅん工検査）

第１３条　局長等は、前条の完了届の提出があったときは、別に定める熊本県次世代につなぐ森林づくり事業しゅん工検査要領に基づき、しゅん工検査を行うものとする。

（実績報告）

第１４条　実施主体は、規則第１３条及び要項第１３条の規定による実績報告書は、局長等を経由して知事に提出するものとする。

２　要項第１３条第２項第１号の規定による事業実績書は、別記第１０号様式によるものとする。

（補助金の概算払請求）

第１５条　実施主体は、規則第１６条第１項の規定による概算払請求書を、局長等を経由して知事に提出するものとする。

２　局長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第１１号様式。広域本部地域振興局の林務課長又は林務担当班長等が内容を証明したもの）を添えるものとする。

（補助金の返還等）

第１６条　実施主体は、事業完了年度の翌年度から起算して１０年以内に、施行地を森林等以外の用途に転用（施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、施行地が森林等以外の用途に転用される場合を含む。）する行為、又は施行地上の立木を全面伐採除去する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする施行地につき交付を受

けた補助金相当額を返還しなければならない。

２　規則第１８条の規定による補助金を返還する場合には、次に掲げる資料を提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書（写し）
(2) 補助金交付決定通知書（写し）
(3) 補助金額の確定通知書（写し）
(4) 第１８条第１項により作成した台帳等（写し）
(5) 補助金返還に係る区域を示す図面（森林計画図又はこれに準ずるもの）
(6) 現況写真
(7) 該当する場合は、林地開発許可関係書類（写し）

（財産の処分の制限）

第１７条　要項第１７条第１項の規定による財産の処分の制限をする期間は、５年とする。

（事業完了後の台帳等の整理）

第１８条　実施主体は、台帳（別記第１２号様式）、事業を実施した箇所の位置図（５万分の１地形図又はこれに準ずるもの）及び森林計画図（縮尺５千分の１）又はこれに準ずるもの（以下「台帳等」という。）を４部（熊本市内の実施主体にあっては３部）作成し、うち１部を適切に保管するものとする。

２　前項の台帳は、国庫補助事業の補助金交付申請が完了している箇所については、当該国庫補助事業の交付申請書（帳票）の写しを用い、事業を行った箇所に丸印を付け、実面積等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書したものをもって代えることができる。

３　実施主体は、第１項で作成した台帳等のうち１部を市町村長に提出するものとする。

４　実施主体は、第１項で作成した台帳等のうち２部（熊本市内の実施主体にあっては１部）を第１４条の実績報告書に添付して、局長等に提出するものとする。

５　広域本部地域振興局長は、提出のあった台帳等のうち１部について、翌年度の４月３０日までに農林水産部長に提出するものとする。

６　市町村長及び局長等は、台帳等を適切に保管するものとする。

（市町村との連携）

第１９条　県は、市町村森林整備計画の策定者であり、基礎自治体である市町村との円滑な連携のもとに、再造林促進事業を実施するとともに、事業完了後の森林の管理に関する指導を行うものとする。

（雑則）

第２０条　この要領に定めのない事項については、別に定める。

附　則

１　この要領は、令和２年５月２９日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附　則

１　この要領は、令和３年５月１１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和４年７月１５日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和４年１１月２日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年６月２１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年１０月１８日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和６年　月　日から施行する。

別表１（第３条関係）

<table>
<tr><th>事業の内容</th><th>実施主体</th><th>事業期間</th><th>補　助　率</th><th>採　択　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">１　人工林伐採跡地への再造林を確実に行うための次の事業</td><td rowspan="5">・森林組合
・生産森林組合
・森林組合連合会
・施業実施協定締結者
・森林経営計画の認定を受けた者
・市町村との協定締結者
・森林所有者（市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターを除く。）
・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画に登載された事業実施主体</td><td rowspan="5">令和２年度～令和６年度</td><td></td><td rowspan="5">次の条件を全て満たすこと。
(1)　１の事業にあっては、再造林を行う森林の伐採に関し、森林法に基づく伐採・造林の届出等が行われていること。
(2)　１の事業にあっては、本事業申請年度の前年度から当年度までに森林環境保全整備事業等の補助金交付申請がなされるものであること。
(3) 国有林、県有林、市町村有林、財産区有林及び分収林（林業公社分収林は除く）でないこと。ただし、協定に基づく山取り採穂園はこの限りではない。
(4)　１施行地の面積が、0.1 ヘクタール以上であること（荒廃農地森林造成にあっては、0.05 ヘクタール）以上であること。
(5) １の(1)の②の事業にあっては、主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合、主伐・植栽一貫作業システム支援事業実施要領第４の１の(2)に定める協定を締結していること。
(6)　１の(1)、(2)の事業にあっては、１ヘクタール当たり 1,500 本以上の密度で植栽するものであること（荒廃農地森林造成においてセンダンを植栽する場合は、この限りでない。）。
(7)　１の(1)、(2)の事業にあっては、自家用苗を使用する場合については、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の１の(1)のアの基準を満たす苗木等であること。
(8)　１の(1)、(2)の事業にあっては、植栽の補助対象の上限を森林環境保全整備事業等の申請に関わらず、裸苗２，５００本/ha、コンテナ苗２，５００本/ha 以下とする。
ただし、法令に基づく植栽本数の指定がある場合及び令和５年度に森林環境保全整備事業等の補助金交付申請がなされたものについては、この限りではない。
(9)　１の(3)の事業に合っては、市町村森林整備計画において定められた鳥獣害防止森林区域内で実施されるものであること。
(10) １の(4)の事業にあっては、対象地として、本事業、一貫作業システム支援事業による再造林地であること。</td></tr>
<tr><td>(1) 再造林促進
①再造林のための苗木代に対する助成
②一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費に対する助成</td><td>①苗木代（コンテナ苗含む。）の 100 分の 32 以内
②定額。ただし、植栽面積１ha 当たり 35 千円を上限。その対象経費は別表２のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>(2) 広葉樹造林推進
再造林のための広葉樹植栽経費に対する助成</td><td>広葉樹植栽経費の 100 分の 32 以内</td></tr>
<tr><td>(3) シカ食害防止施設の設置
シカ食害防止施設の設置に対する助成</td><td>定額補助
・シカ侵入防止柵
通常タイプ：347 円/m以内
スカートタイプ：432 円/m以内
・ツリーシェルター
<table><tr><th>施行本数（本/ha）</th><th>単価（円/ha）</th></tr><tr><td>1,500以上2,000未満</td><td>418,000以内</td></tr><tr><td>2,000以上2,500未満</td><td>558,000以内</td></tr><tr><td>2,500以上3,000未満</td><td>697,000以内</td></tr><tr><td>3,000 以上</td><td>837,000以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(4) 保育支援
本事業による再造林地の下刈り経費に対する助成</td><td>定額補助
・下刈り（１回刈り）：52,000 円/ha 以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　荒廃農地森林造成
荒廃農地を森林として有効活用するための造林等の経費に対する助成</td><td>事業費の 100 分の 68 以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　侵入竹除去
スギ･ヒノキ人工林に侵入した竹及びその発生源となっている竹の伐採・集積等</td><td>定額補助
（上限 285 千円/ha）</td></tr>
</table>

				(11) １の(4)の事業にあっては、実施主体が直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により実施されるものであって、再造林促進に係るものは植栽後３回目（年１回）（協定に基づく山取り採穂園は植栽後 10 回目（年１回）まで、広葉樹造林推進に係るものは植栽後５回目（年１回））までの下刈りであること。 (12) ２及び３の事業について、実施主体が森林所有者である場合は、使用する器具に応じて「チェンソー特別教育」又は「刈払い機取扱作業安全衛生教育」を受講していること。 (13) ２の事業にあっては、農業委員会から非農地通知等を受けた土地等で実施するものであること。 (14) 実施主体は、県が工程分析調査等を行う場合は、協力すること。また、事業の実施に当たって知り得た森林情報について、県から提供の申し出があった場合には、応じること。

別表２

　別表１の補助額及び補助対象経費に掲げる、一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整に係る補助対象経費は、次表のとおりとする。

区分	内容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃。 　技術給の算定については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成２２年９月２７日付け２２経第９６０号大臣官房経理課長通知）によるものとする。
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。 　ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費
役務費	通信運搬費、手数料、労災保険料、損害保険料、伐倒費
委託費	資料作成、登記事務、測量・調査
使用料及び賃借料	会議室、貨物兼用自動車、事業用機械器具の賃料及び損料

別記第１号様式（第４条第１項関係）

年度　次世代につなぐ森林づくり事業実施計画書

実施主体名：　　事業完了予定年月日：

総　括　表

事　業　区　分	事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金 国庫補助等 円	その他負担金 その他 円	備　考
1　再造林促進						
(1) 普通苗						
(2) コンテナ苗						
2　広葉樹造林推進						
3　シカ食害防止施設の設置						
(1) 侵入防止柵						
(2) ツリーシェルター						
4　保育支援						
5　荒廃農地森林造成事業						
(1) 地拵え						
(2) 荒廃農地造林						
(3) 下刈り						
(4) 芽かき						
(5) シカ侵入防止柵						
6　侵入竹除去事業						
合　計						

1　再造林促進

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 ① 本/ha	苗木単価 ② 円/本	面　積（実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	普通苗、コンテナ苗への補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑥ %	補助金額（苗木代） ⑦=④*⑥ 円	その他 円	伐採者と植栽者の調整経費への補助金 円	備　考
	（市町村名）小計													
普通苗　計														
	（市町村名）小計													
コンテナ苗　計														
メニュー計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　苗木単価は次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に基づくものとすること。
３　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて、補助金のうち、苗木代に対して配分された補助金額を記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　伐採者と植栽者の調整経費への補助金を申請する場合は、別表１の採択基準(5)に基づく、協定書を添付すること。
８　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
９　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

2　広葉樹造林推進

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	諸経費率 ③ %	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑥ %	補助金額 ⑦=④*⑥ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計													
計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
３　標準単価は、植栽時期に応じて造林事業に適用される単価を適切に選択すること。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
８　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

3　シカ食害防止施設の設置

番号	区　　分	施行本数（ツリーシェルター） 本/ha	国庫補助事業申請時期	補助単価 ①	市町村	事業量 ②	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業			その他 円	備　考
									事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円		
	シカ侵入防止柵（通常タイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	シカ侵入防止柵（スカートタイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	ツリーシェルター	1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
		1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
（市町村名）小計													
小計													
計													

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
3　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
4　備考欄には、施行箇所数を記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

4　保育支援

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	林　齢	下刈り回数	対象	補助単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業			その他 円	備　考
											事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円		
	（市町村名）小計														
計															

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　「樹種」はスギ・ヒノキ等の別を記載すること（スギ・ヒノキとしても可）。「林齢」は「１～２」のように記載して可。
3　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの累計回数を記入し、「対象」の欄については、「再造林」「広葉樹造林」「山取り採穂園」の別を記入する。
4　事業費は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
5
6　適宜、行を追加して記載すること。
7　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
8　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

5　荒廃農地森林造成事業

（1）地拵え

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	標準単価 ② 円/ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「地拵え」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（2）荒廃農地造林

番号	市町村	植栽時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　「植栽時期」は、植栽する年月（期間）を記載すること。
2　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「人工造林」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）で、樹種及び施工本数に応じた単価を用いること。なお、標準単価に定めがない樹種については、見積りにより積算するものとするが、標準単価の上限は、施行本数に応じた森林環境保全整備事業標準単価表の最高値を上限とする。
3　適宜、行を追加して記載すること。
4　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
5　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
6　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（3）下刈り

番号	市町村	樹　種	林　齢	下刈り回数 回/年	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「下刈り」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、下刈り回数は１年目は２回、２年目は１回、３年目は１回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（4）芽かき

番号	市町村	樹　種	林　齢	標準単価 ① 円/ha	芽かき回数 ② 回/年	面　積 （実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業 補助金 ⑤=④*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「樹下植栽等」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
ただし、センダンに限っては県で定めた標準単価に基づくものとする。
2　「芽かき回数」は本事業で実施する芽かきの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、芽かき回数は年２回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（5）シカ侵入防止柵

番号	市町村	区分	標準単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計							
計								

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「防護柵」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

6　侵入竹除去事業

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	単　価 ② 円/ha	事業費 ③ 円	当事業 補助金 ④=①*② 円	その他 ⑤=③-④ 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　補助金額は、面積（実面積）に定額単価を乗じて算定すること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

別記第２号様式（第５条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

市町村長　　様

所在地
実施主体
代表者

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画承認申請書について（依頼）

○○　　年度において、別紙事業実施計画に基づき熊本県次世代につなぐ森林づくり事業を実施したく、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第３条及び熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第５条第１項（第７条第３項において準用する同第５条第１項）の規定により提出しますので、内容をご確認のうえ、熊本県知事あて提出いただきますようお願いします。

記

（添付書類）
１　事業実施計画（変更）承認申請書（熊本県知事あて）
２　事業実施（変更）計画書
３　事業実施計画箇所位置図（５万分の１地形図）

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第３号様式（第５条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

熊本県知事　　様

市町村長

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画承認申請書について

このことについて、下記の実施主体から熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第５条第１項（第７条３項において準用する同第５条第１項）の規定に基づく事業実施（変更）計画書の提出があり、内容を確認したところ当市（町村）森林整備計画の達成に資すると認められますので、同要領第５条第２項（第７条第３項において準用する同第５条第２項）の規定により提出します。

記

実施主体名：

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第４号様式（第６条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

市町村長　　様

熊本県知事

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画の承認について（通知）

○○　　年　　月　　日付け　　第　　号で提出のありました下記の実施主体に係る○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画については、別添通知書のとおり承認しましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第６条第１項（第７条第４項において準用する同第６条第１項）の規定に基づき通知します。

記

実施主体名：

注１　計画承認通知書（原本）を添付すること。
　２　不要な文字は、抹消すること。

別記第５号様式（第６条第１項関係）

第　　号
年　　月　　日

実施主体　　様

熊本県知事

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画承認通知書

○○　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のありました○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画については、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第６条第１項（第７条第４項において準用する同第６条第１項）の規定に基づき承認します。

注）不要な文字は、抹消すること。

別記第６号様式（第６条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

実施主体　　様

市町村長

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画の承認について（通知）

○○　　年　　月　　日付け　　第　　号で提出のあった○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施（変更）計画については、別添のとおり承認されましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第６条第２項（第７条第４項において準用する同第６条第２項）の規定により通知します。

注１　計画承認通知書（原本）を添付すること。
　２　不要な文字は、抹消すること。

別記第７号様式（第７条第２項関係）

年度　次世代につなぐ森林づくり事業実施変更計画書

実施主体名：　　事業完了予定年月日：

総　括　表

上段：変更　下段：当初

事　業　区　分	事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金 国庫補助等 円	その他負担金 その他 円	備　考
1　再造林促進						
（1）普通苗						
（2）コンテナ苗						
2　広葉樹造林推進						
3　シカ食害防止施設の設置						
（1）侵入防止柵						
（2）ツリーシェルター						
4　保育支援						
5　荒廃農地森林造成事業						
（1）地拵え						
（2）荒廃農地造林						
（3）下刈り						
（4）芽かき						
（5）シカ侵入防止柵						
6　侵入竹除去事業						
合　計						

1　再造林促進

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 ① 本/ha	苗木単価 ② 円/本	面　積（実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	普通苗、コンテナ苗への補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	活用する国庫補助事業 補助率 ⑥ %	活用する国庫補助事業 補助金額（苗木代） ⑦=④*⑥ 円	その他 円	伐採者と植栽者の調整経費への補助金 円	備　考
	（市町村名）小計													
普通苗　計														
	（市町村名）小計													
コンテナ苗　計														
メニュー計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　苗木単価は次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に基づくものとすること。
３　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて、補助金のうち、苗木代に対して配分された補助金額を記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　伐採者と植栽者の調整経費への補助金を申請する場合は、別表１の採択基準(5)に基づく、協定書を添付すること。
８　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
９　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

2　広葉樹造林推進

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	諸経費率 ③ %	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	活用する国庫補助事業 補助率 ⑥ %	活用する国庫補助事業 補助金額 ⑦=④*⑥ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計													
計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
３　標準単価は、植栽時期に応じて造林事業に適用される単価を適切に選択すること。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
８　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

3　シカ食害防止施設の設置

上段：変更　下段：当初

番号	区　　分	施行本数（ツリーシェルター） 本/ha	国庫補助事業申請時期	補助単価 ①	市町村	事業量 ②	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	シカ侵入防止柵（通常タイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	シカ侵入防止柵（スカートタイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	ツリーシェルター	1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
		1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
（市町村名）小計													
小計													
計													

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
3　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
4　備考欄には、施行箇所数を記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

4　保育支援

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	林　齢	下刈り回数	対象	補助単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計														
計															

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　「樹種」はスギ・ヒノキ等の別を記載すること（スギ・ヒノキとしても可）。「林齢」は「１～２」のように記載して可。
3　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの累計回数を記入し、「対象」の欄については、「再造林」「広葉樹造林」「山取り採穂園」の別を記入する。
4　事業費は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
5
6　適宜、行を追加して記載すること。
7　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
8　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

5　荒廃農地森林造成事業

(1) 地拵え

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	標準単価 ② 円/ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「地拵え」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

(2) 荒廃農地造林

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	植栽時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　「植栽時期」は、植栽する年月（期間）を記載すること。
2　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「人工造林」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）で、樹種及び施工本数に応じた単価を用いること。なお、標準単価に定めがない樹種については、見積りにより積算するものとするが、標準単価の上限は、施行本数に応じた森林環境保全整備事業標準単価表の最高値を上限とする。
3　適宜、行を追加して記載すること。
4　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
5　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
6　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

(3) 下刈り

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	樹　種	林　齢	下刈り回数 回/年	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「下刈り」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、下刈り回数は１年目は２回、２年目は１回、３年目は１回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（4）芽かき

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	樹　種	林　齢	標準単価 ① 円/ha	芽かき回数 ② 回/年	面　積 （実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業 補助金 ⑤=④*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「樹下植栽等」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
ただし、センダンに限っては県で定めた標準単価に基づくものとする。
2　「芽かき回数」は本事業で実施する芽かきの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、芽かき回数は年２回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（5）シカ侵入防止柵

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	区分	標準単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計							
計								

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「防護柵」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

6　侵入竹除去事業

上段：変更　下段：当初

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	単　価 ② 円/ha	事業費 ③ 円	当事業 補助金 ④=①*② 円	その他 ⑤=③-④ 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　補助金額は、面積（実面積）に定額単価を乗じて算定すること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

別記第８号様式（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

熊本県知事　　様

所在地
実施主体
代表者

○○　　年度熊本県次世代につなぐ森林づくり事業完了届

○○　　年　　月　　日付け森整第　　号で補助金交付決定のありました熊本県次世代につなぐ森林づくり事業について、事業を完了しましたので、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領第１２条の規定に基づき届け出ます。

記

（添付資料）

１　別記第９号様式
２　国庫補助事業を併用した場合は、帳票の写し
３　着手前及び完了後の写真
４　事業を実施した箇所の位置図（５万分の１地形図又はこれに準ずるもの）
５　事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺５千分の１程度の地形図）

注１　不要な文字は、抹消すること。
２　国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了している箇所については、３から５までの資料の添付を省略することができる。
３　国庫補助事業の帳票には、熊本県造林事業等しゅん工検査要領第５条第２項の現地検査依頼書に添付されたものを含む。
４　国庫補助事業の帳票は、本事業を行った箇所に丸印を付け、実面積等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書きすること。

別記第９号様式（第１２条関係）

年度　次世代につなぐ森林づくり事業完了一覧

実施主体名：　　事業完了予定年月日：

総　括　表

上段：実績　下段：最終計画

事　業　区　分	事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金 国庫補助等 円	その他負担金 その他 円	備　考
1　再造林促進						
（1）普通苗						
（2）コンテナ苗						
2　広葉樹造林推進						
3　シカ食害防止施設の設置						
（1）侵入防止柵						
（2）ツリーシェルター						
4　保育支援						
5　荒廃農地森林造成事業						
（1）地拵え						
（2）荒廃農地造林						
（3）下刈り						
（4）芽かき						
（5）シカ侵入防止柵						
6　侵入竹除去事業						
合　計						

1　再造林促進

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 ① 本/ha	苗木単価 ② 円/本	面　積（実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	普通苗、コンテナ苗への補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	活用する国庫補助事業 補助率 ⑥ %	活用する国庫補助事業 補助金額（苗木代） ⑦=④*⑥ 円	その他 円	伐採者と植栽者の調整経費への補助金 円	備　考
	（市町村名）小計													
普通苗　計														
	（市町村名）小計													
コンテナ苗　計														
メニュー計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　苗木単価は次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に基づくものとすること。
３　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて、補助金のうち、苗木代に対して配分された補助金額を記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　伐採者と植栽者の調整経費への補助金を申請する場合は、別表１の採択基準(5)に基づく、協定書を添付すること。
８　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
９　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

2　広葉樹造林推進

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	諸経費率 ③ %	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	活用する国庫補助事業 補助率 ⑥ %	活用する国庫補助事業 補助金額 ⑦=④*⑥ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計													
計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
３　標準単価は、植栽時期に応じて造林事業に適用される単価を適切に選択すること。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
８　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

3　シカ食害防止施設の設置

上段：実績　下段：最終計画

番号	区　分	施行本数（ツリーシェルター） 本/ha	国庫補助事業申請時期	補助単価 ①	市町村	事業量 ②	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	シカ侵入防止柵（通常タイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	シカ侵入防止柵（スカートタイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	ツリーシェルター	1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
		1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
（市町村名）小計													
小計													
計													

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
3　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
4　備考欄には、施行箇所数を記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

4　保育支援

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	林　齢	下刈り回数	対象	補助単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計														
計															

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　「樹種」はスギ・ヒノキ等の別を記載すること（スギ・ヒノキとしても可）。「林齢」は「１～２」のように記載して可。
3　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの累計回数を記入し、「対象」の欄については、「再造林」「広葉樹造林」「山取り採穂園」の別を記入する。
4　事業費は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
5
6　適宜、行を追加して記載すること。
7　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
8　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

5　荒廃農地森林造成事業

(1) 地拵え

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	標準単価 ② 円/ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「地拵え」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

(2) 荒廃農地造林

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	植栽時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　「植栽時期」は、植栽する年月（期間）を記載すること。
2　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「人工造林」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）で、樹種及び施工本数に応じた単価を用いること。なお、標準単価に定めがない樹種については、見積りにより積算するものとするが、標準単価の上限は、施行本数に応じた森林環境保全整備事業標準単価表の最高値を上限とする。
3　適宜、行を追加して記載すること。
4　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
5　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
6　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

(3) 下刈り

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	樹　種	林　齢	下刈り回数 回/年	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「下刈り」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、下刈り回数は１年目は２回、２年目は１回、３年目は１回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（4）芽かき

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	樹　種	林　齢	標準単価 ① 円/ha	芽かき回数 ② 回/年	面　積 （実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業 補助金 ⑤=④*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「樹下植栽等」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
ただし、センダンに限っては県で定めた標準単価に基づくものとする。
2　「芽かき回数」は本事業で実施する芽かきの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、芽かき回数は年２回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（5）シカ侵入防止柵

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	区分	標準単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③=①*② 円	当事業 補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計							
計								

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「防護柵」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

6　侵入竹除去事業

上段：実績　下段：最終計画

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	単　価 ② 円/ha	事業費 ③ 円	当事業 補助金 ④=①*② 円	その他 ⑤=③-④ 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　補助金額は、面積（実面積）に定額単価を乗じて算定すること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

別記第１０号様式（第１４条第３項関係）

年度　次世代につなぐ森林づくり事業実績書

実施主体名：　　事業完了予定年月日：

総　括　表

事　業　区　分		事業量	事業費 円	当事業補助金 円	その他負担金 国庫補助等 円	その他負担金 その他 円	備　考
1　再造林促進							
	(1) 普通苗						
	(2) コンテナ苗						
2　広葉樹造林推進							
3　シカ食害防止施設の設置							
	(1) 侵入防止柵						
	(2) ツリーシェルター						
4　保育支援							
5　荒廃農地森林造成事業							
	(1) 地拵え						
	(2) 荒廃農地造林						
	(3) 下刈り						
	(4) 芽かき						
	(5) シカ侵入防止柵						
6　侵入竹除去事業							
合　計							

1　再造林促進

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 ① 本/ha	苗木単価 ② 円/本	面　積（実面積） ③ ha	事業費 ④ =①*②*③ 円	普通苗、コンテナ苗への補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑥ %	補助金額（苗木代） ⑦=④*⑥ 円	その他 円	伐採者と植栽者の調整経費への補助金 円	備　考
	（市町村名）小計													
普通苗　計														
	（市町村名）小計													
コンテナ苗　計														
メニュー計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　苗木単価は次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に基づくものとすること。
３　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて、補助金のうち、苗木代に対して配分された補助金額を記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　伐採者と植栽者の調整経費への補助金を申請する場合は、別表１の採択基準(5)に基づく、協定書を添付すること。
８　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
９　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

2　広葉樹造林推進

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	諸経費率 ③ %	事業費 ④ =①*②*③ 円	当事業補助金 ⑤=④*32%以内 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑥ %	補助金額 ⑦=④*⑥ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計													
計														

注）１　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載し、「樹種」はスギ・ヒノキ等の名称を記載すること。
２　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
３　標準単価は、植栽時期に応じて造林事業に適用される単価を適切に選択すること。
４　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
５　適宜、行を追加して記載すること。
６　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
７　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
８　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

3　シカ食害防止施設の設置

番号	区　　分	施行本数（ツリーシェルター） 本/ha	国庫補助事業申請時期	補助単価 ①	市町村	事業量 ②	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	シカ侵入防止柵（通常タイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	シカ侵入防止柵（スカートタイプ）												
（市町村名）小計													
小計													
	ツリーシェルター	1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
		1,500以上2,000未満											
		2,000以上2,500未満											
		2,500以上3,000未満											
		3,000以上											
		細　計											
（市町村名）小計													
小計													
計													

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　事業費の内容は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
3　「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
4　備考欄には、施行箇所数を記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

4　保育支援

番号	市町村	国庫補助事業申請時期	樹　種	林　齢	下刈り回数	対象	補助単価 ① 円/ha	面　積（実面積） ② ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	活用する国庫補助事業 事業名	補助率 ⑤ %	補助金額 ⑥=③*⑤ 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計														
計															

注）1　「国庫補助事業申請時期」は、国庫補助事業を申請する年月（期間）を記載すること。
2　「樹種」はスギ・ヒノキ等の別を記載すること（スギ・ヒノキとしても可）。「林齢」は「１～２」のように記載して可。
3　「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの累計回数を記入し、「対象」の欄については、「再造林」「広葉樹造林」「山取り採穂園」の別を記入する。
4　事業費は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第５条の３に基づくものとすること（消費税を除く。）。
「活用する国庫補助事業」の「事業名」は、森林環境保全直接支援事業の場合は「直接支援」、特定森林再生事業の場合は「森林緊急」又は「被害森林」、農山漁村地域整備交付金の場合は「農山交」
5 の別に記載し、「補助率」と「補助金額」は、それぞれの事業に応じて適切に記載すること。
6　適宜、行を追加して記載すること。
7　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
8　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

5　荒廃農地森林造成事業

（1）地拵え

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	標準単価 ② 円/ha	事業費 ③=①*② 円	当事業補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「地拵え」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（2）荒廃農地造林

番号	市町村	植栽時期	樹　種	植栽密度 本/ha	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　「植栽時期」は、植栽する年月（期間）を記載すること。
2　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「人工造林」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）で、樹種及び施工本数に応じた単価を用いること。なお、標準単価に定めがない樹種については、見積りにより積算するものとするが、標準単価の上限は、施行本数に応じた森林環境保全整備事業標準単価表の最高値を上限とする。
3　適宜、行を追加して記載すること。
4　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
5　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
6　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（3）下刈り

番号	市町村	樹　種	林　齢	下刈り回数 回/年	標準単価 ① 円/ha	面　積 （実面積） ② ha	事業費 ③=①*② 円	当事業補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「下刈り」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2「下刈り回数」は本事業で実施する下刈りの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、下刈り回数は１年目は２回、２年目は１回、３年目は１回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（4）芽かき

番号	市町村	樹　種	林　齢	標準単価 ① 円/ha	芽かき回数 ② 回/年	面　積 （実面積） ③ ha	事業費 ④=①*②*③ 円	当事業補助金 ⑤=④*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計									
計										

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「樹下植栽等」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
ただし、センダンに限っては県で定めた標準単価に基づくものとする。
2「芽かき回数」は本事業で実施する芽かきの年間の回数を記入すること。
3　センダンに限っては、３年生までとし、芽かき回数は年２回までとする。
4　適宜、行を追加して記載すること。
5　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
6　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
7　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

（5）シカ侵入防止柵

番号	市町村	区分	標準単価 ① 円/m	事業量 ② m	事業費 ③=①*② 円	当事業補助金 ④=③*68%以内 円	その他 円	備　考
	（市町村名）小計							
計								

注）1　標準単価は、森林環境保全整備事業標準単価表に定める「防護柵」の単価（共通仮設費を含む。消費税なし。）を用いること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

6　侵入竹除去事業

番号	市町村	面　積 （実面積） ① ha	単　価 ② 円/ha	事業費 ③ 円	当事業補助金 ④=①*② 円	その他 ⑤=③-④ 円	備　考
	（市町村名）小計						
計							

注）1　補助金額は、面積（実面積）に定額単価を乗じて算定すること。
2　適宜、行を追加して記載すること。
3　該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。
4　当事業補助金の各欄は一円単位で記入し、一円未満は切捨てること。
5　市町村ごとに小計を取ることとし、千円未満を切捨てること。

別記第11号様式（第15条第2項関係）

出　来　高　調　書

事業の内容	事業量	補助金額	既受領額		今回請求額		残高	事業完了予定年月日
			補助金額	出来高	補助金額	出来高	補助金額	
		円	円	%	円	%	円	
1　再造林促進	ha							
2　広葉樹造林推進	ha							
3　シカ食害防止施設の設置	m ha							
4　保育支援	ha							
5　荒廃農地森林造成	ha							
6　侵入竹除去	ha							
合　　計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

職名　　氏名

別記第12号様式(第18条第1項関係)

年度　次世代につなぐ森林づくり事業台帳

実施主体名：

区分	番号	枝番	市町村	林小班			事業実施箇所	森林所有者名	再造林		施行面積	事業量	当事業の補助金等				活用国庫補助事業		備考
				林班	小班	枝番			樹種	植栽密度	(実面積)	(シカ対策)	事業費	補助金額	交付決定		事業名	申請時期	
										本/ha	ha	m、本	円	円	年月日	番号		年月	
1 再造林促進												―							
												―							
												―							
												―							
	計																		
2 広葉樹造林推進												―							
												―							
												―							
												―							
	計																		
3 シカ食害防止施設の設置																			
(1)シカ侵入防止柵									―	―									
									―	―									
									―	―									
									―	―									
	計																		
(2)ツリーシェルター									―	―									
									―	―									
									―	―									
									―	―									
	計																		
4 保育支援									―	―		―							
									―	―		―							
									―	―		―							
									―	―		―							
	計																		
5 荒廃農地森林造成事業																			
(1)地拵え									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
(2)荒廃農地造林												―					―	―	
												―					―	―	
												―					―	―	
												―					―	―	
												―					―	―	
(3)下刈り									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
(4)芽かき									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
(5)シカ侵入防止柵									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
	計																		
6 侵入竹除去事業									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
									―	―		―					―	―	
	計																		
合計																			

(注)
1　適宜行を追加して記載すること。また、不要な行は削除すること。
2　国庫補助事業を活用した場合は、当該事業の交付申請書（帳票）の写しを用い、事業を行った箇所に丸印を付け、実面積等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書きすることで本台帳に代えることができる。
3　広葉樹造林保育支援については、当事業の利用回数を備考欄に「○回目」のように記載すること。